



2018. 3. 8

## インターネット支店の契約年齢制限を引き下げ

静岡銀行（頭取 柴田 久）では、若年層の取引拡大を目的として、インターネット支店の契約年齢の条件の引き下げを行いますので、その概要をご案内します。

1. 実施日 3月12日（月）

### 2. 概要

	改定前	改定後
契約年齢	満17歳以上の個人	満15歳以上の個人
取引制限	満20歳未満のお客さまは以下の取引は不可 ・総合口座当座貸越※ ・外貨預金取引 ・投資信託取引 ・カードローン取引	左記と同じ

※総合口座の当座貸越機能は20歳達齢後に利用可能となります。

### 3. 目的

- 静岡県では、県外に転出する若年層が増加傾向にあります。そのため、お客さまとの持続的な取引の維持が課題となっており、若年層との取引拡大を図るため、インターネット支店の契約年齢の条件を「15歳以上」に引き下げました。
- 県内の高校生にインターネット支店を利用していただくことで、静岡銀行を通じて、ふるさとである静岡県とのつながりを、将来にわたりもち続けてもらうことを期待しています。

### 4. その他

- インターネット支店の契約年齢制限の引き下げにともない、現在実施中の「学生向けの新規口座開設キャンペーン」の対象を、従来の「24歳以下の学生」から「15歳以上（24歳以下）の学生」に変更します。